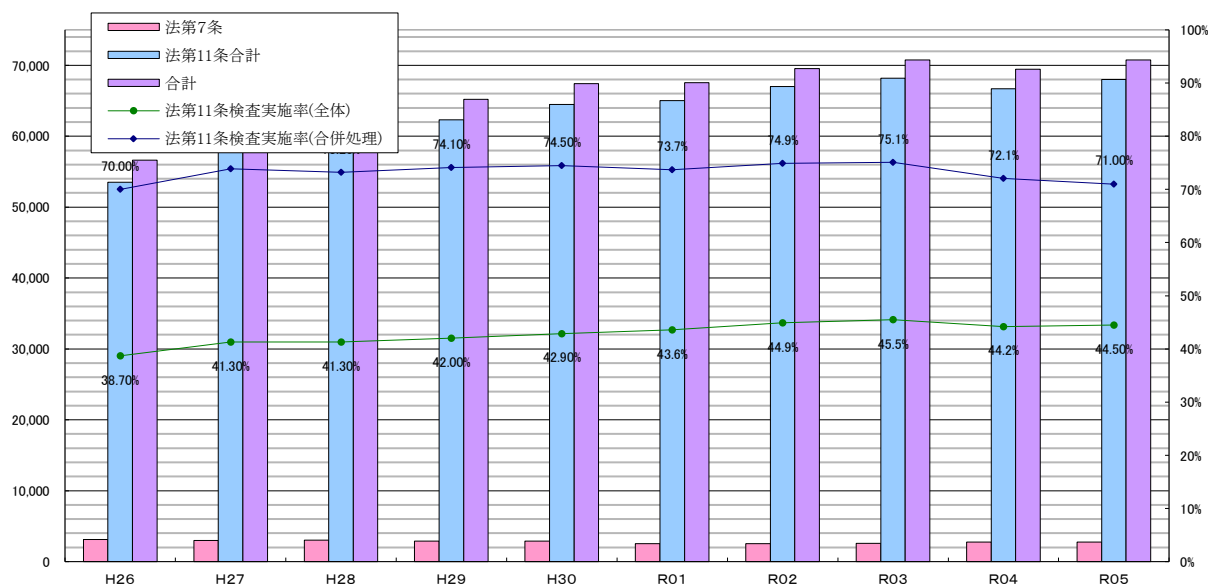


令和5年度 事業報告

公益財団法人 大分県環境管理協会

1 法定検査事業について

浄化槽法に基づく法定検査（第7条・第11条）を下記のとおり実施し、検査結果等について報告する。



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	
検査基数	法第7条	3,117	2,976	3,032	2,880	2,903	2,518	2,531	2,557	2,750	2,756
	法第11条(単独)	8,374	8,138	7,995	7,642	7,385	7,052	6,900	6,692	5,959	6,232
	法第11条(合併)	45,130	49,770	52,531	54,664	57,110	57,985	60,097	61,496	60,754	61,775
	法第11条合計	53,504	57,908	60,486	62,306	64,495	65,037	66,997	68,188	66,713	68,007
	合計	56,621	60,884	63,518	65,186	67,398	67,555	69,528	70,745	69,463	70,763
法第7条検査実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	(93.8%)	(92.5%)	(94.5%)	(94.5%)	(94.4%)	(94.4%)	(96.8%)	(94.9%)	(94.7%)		
法第11条検査実施率 [浄化槽全体]	39.3%	41.3%	41.3%	42.0%	42.9%	43.6%	44.9%	45.5%	44.2%	44.5%	
	(37.9%)	(39.4%)	(40.3%)	(41.8%)	(43.1%)	(43.8%)	(45.7%)	(47.1%)	(48.2%)		
法第11条検査実施率 [合併処理浄化槽のみ]	70.5%	73.1%	74.0%	74.1%	74.5%	73.7%	74.9%	75.1%	72.1%	71.0%	
	(57.1%)	(58.3%)	(58.9%)	(60.4%)	(61.4%)	(61.2%)	(63.9%)	(64.9%)	(65.6%)		
設置基数	138,393	140,263	146,513	148,381	150,494	149,053	149,289	149,707	151,104	152,993	

※上記表の（ ）内は全国平均受検率

令和5年度	当初目標基数	実施基数	当初目標差
7条	2,700	2,756	56
11条単独	6,502	6,232	-270
11条合併	60,798	61,775	977
合計	70,000	70,763	763

7条検査の当初目標は2,700基に対し2,756基の実施で56基の増、11条検査の当初目標は単独と合併を合わせて67,300基に対し68,007基の実施で707基の増となる。

当初目標の7条検査と11条検査の合計70,000基に対し検査実施は70,763基で763基の増となった。

— 受検率向上への取組 —

(1) 大分県浄化槽設置台帳整備に関する県及び市町村との連携

- ① 令和5年6月2日に第1回「大分県浄化槽維持管理協議会」が開催された。浄化槽設置台帳整備などについて、関係機関及び関係団体による合同協議が行われ、県が策定した「浄化槽台帳整備に向けたロードマップ」に基づき、県台帳と協会検査台帳の突合を行った。
- ② 令和6年3月11日に第2回「大分県浄化槽維持管理協議会」が開催された。ロードマップの変更点として、下水道台帳並びに保守点検台帳を6年度末まで延長とし、現地調査については県が外部委託により令和7年度より実施することになった。

(2) 補助事業で設置された浄化槽の受検率向上の取組

令和5年度の検査実施率は73.6%であり、令和4年度の77.1%と比べ3.5ポイントの減であった。引き続き補助事業を担当する行政と連携を強化し、過年度未受検浄化槽並びに使用実態の不明な浄化槽の把握を行い、浄化槽台帳の整備と併せて受検率の向上に努めていく。

(3) 11条検査の受検対策について

令和5年度の月次報告にて未受検指導により受検に至ったのは、令和6年4月末時点で26.8%で令和4年度と比べ0.8ポイント減となった。

① 受検拒否者報告後の行政指導依頼（令和6年4月末現在）

	令和4年度	令和5年度
拒否者報告件数	798件	698件
申込件数	220件	187件
申込率	27.6%	26.8%

引き続き県下の浄化槽行政担当課と連携し、未受検対策並びに浄化槽設置台帳の整備と並行して「11条検査の受検率の向上」を図っていく。

2 1 1 条検査の件数確保について

- (1) 法定検査を確実に実施するために内部体制整備を行うとともに、検査件数を確保するための重点項目について、令和5年度は下表のとおり結果となった。

① 法第7条検査から法第11条検査への移行率

令和4年度
2,412 / 2,557
94.3%



令和5年度
2,589 / 2,750
94.1%

② 検査拒否の削減並びに保留の削減

* 検査拒否物件

令和4年度
679 / 73,790
0.9%



令和5年度
565 / 74,234
0.8%

* 検査保留物件

令和4年度
3,206 / 73,790
4.3%



令和5年度
2,897 / 74,234
3.9%

③ 大分市における合併処理浄化槽の検査実施率向上

令和4年度
16,598 / 23,648
70.2%



令和5年度
17,365 / 24,441
71.0%

(2) 未収金対策

過年度未収金物件についても検査を計画し、現地説明ならびに請求書を定期的を送付する等未収金対策を行った。また、現場検査時に未収金回収ができるよう、前年に引き続き検査員による説明の徹底に取り組んできた。

未収金総額（令和5年度当初：H11～R04） 47,361,500円 件数8,492件
令和5年度 回収額 35,221,000円 件数6,292件

金額ベース回収率 74.4%

3 法定検査の信頼性確保に向けた取組み

信頼性の確保のための措置として、規程等の整備を進め、検査員の継続的な教育訓練の実施により検査体制の強化を図った。

(1) 精度管理規程に基づく各種規程集の改定

- ① 作業中の事故防止のため、検査方法等マニュアルの改定を行った。主に配電盤・機器類等の取扱いについて注意点を追加した。
- ② 法定検査判定ガイドラインに適合した検査結果書の所見文の整理を進めた。
- ③ 水質検査の信頼性の観点から、ハンディ pH 計の校正頻度を高め、管理表を作成した。

(2) 検査員の資質及び技術力の向上（年3回の検査員研修会を実施）

7月	①クボタ浄化槽システム(株)新型浄化槽維持管理要領（外部講師） ②書類検査のシステム変更について ③大阪事件を含めた情報提供 ④浄化槽維持管理協議会の発足について	
12月	①透視度・pHの測定クロスチェック ②四国検査員研修会 参加報告 ③全国浄化槽技術研究集会 参加報告	④精度管理に関すること等 ⑤7条検査適期外物件の対応について
3月	①九州検査員研修会 参加報告 ②法定検査等マニュアルの改定について ③精度管理内部監査結果について ④pH校正について	⑤令和6年度からの書類検査変更点 ⑥検査員グループディスカッション

(3) 浄化槽の水質改善に係る調査・研究

温泉流入浄化槽について、法定検査における水質検査結果及び電気伝導度を参考としたデータを解析し、全国浄化槽技術研究集会にて発表した。

4 行政・業界団体の連携に関すること

(1) 浄化槽システムの脱炭素化推進事業

2050年のカーボンニュートラルを目指す環境省の事業として、令和5年度も引き続き全国浄化槽団体連合会からの業務委託を受け、CO2排出抑制対策事業費等補助金に関する受付・審査業務を行った。

(2) 各種研修会・設置転換事業（浄化槽法改正関連事業）

- ① 改正法から4年目を迎え、浄化槽管理士研修会を10月、2月の計2回開催した。
- ② 県主催の行政担当者研修会に講師を派遣し、各市町村の受検率の状況や不適正事例等を座学研修した。また、法定検査の現場に立ち会い、検査の一連の流れ等について解説し実地研修も行った。

(3) 賛助会員・部会の情報提供

- ① 浄化槽システムの脱炭素化推進事業について、関係業界に周知し、機器改修事業10件、交換事業1件、合計11件の申請件数があり、全国6位の結果となった。
- ② 令和5年度の部会運営委員会は7月に合同部会を開催し、各種補助金の周知や懸案事項のアンケート調査について議論した。

5 浄化槽放流水等の水質検査事業について

(1) 計量証明書発行及び水質検査実績

水質汚濁防止法、浄化槽法及び関連法規等に基づく放流水の外部依頼による水質検査並びに、浄化槽法に伴うBOD分析を実施した。また、外部依頼に関して、下表のとおり計量証明書を発行した。

実施項目	実施件数	
	令和4年度	令和5年度
浄化槽	5,774	5,722
し尿処理施設	36	36
その他	281	272
合計(計量証明書発行)	6,091	6,030
7・11条BOD	69,453	70,751
総計	75,544	76,781

令和5年度は、新型コロナウイルスが5類へ移行したことに伴い、業務を再開した施設等もあったが、まだ数は多くなく本格的な再開には期間を要するものと思われる。また下水接続等による数施設の物件減少や入札物件の減少もあり、目標収入は達成出来たが、依頼件数はやや減少となった。また、随意契約数並びにその他の管理目的等の依頼については、ほぼ横ばいとなった。

(2) 精度管理

測定器の日常・定期的な管理や校正の実施等により、精度の維持に努めた。また係内では、毎月同一試料の測定を各職員で行うことで誤差が少なくなるよう研修を行った。更に外部との比較のために、他団体が行う技能試験に参加する等、精度の確保に努めた。

(3) 外部依頼検査

収入目標の43,000,000円に対して今年度は43,051,180円で達成したが、昨年度は43,295,470円で前年度比-244,290円であった。年度の後半には、施設の再開などで前年度収入を上回る月が多くなったが、上半期の減少分には届かなかった。以前から引き続き大型浄化槽の新規設置の動きは認められず、困難な現状である。令和6年度は競争入札等の積極的な参加や、関係各所への依頼の働きかけを行い、依頼増加への活動に努めていく。

(4) 調査・研究業務

令和5年度は長期にわたる調査研究は無かった。今後も調査・研究に取り組んでいく。

6 総務部関連事業について

(1) 小型合併処理浄化槽機能保証制度

当初目標 1,136 件に対して、令和 5 年度の実績は下記のとおりである。

受理件数 1,062 件 (参考：令和 4 年度実績 1,151 件) ※年度内の取下げ分を含む

(2) 提案活動

県生活環境部長及び県土木建築部長（令和 5 年 10 月 17 日）、並びに自由民主党大分県支部連合会（令和 5 年 10 月 5 日）に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を実施した。

【提案項目】

1. 合併処理浄化槽の設備推進等のための支援強化について
2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
3. 浄化槽処理促進区域における公共浄化槽の設置推進について
4. 浄化槽行政推進に係る関係機関等の連携強化等について

(3) 浄化槽普及啓発活動関連

① 設置者講習会への講師派遣

下記のとおり 8 会場の講習会に当協会の職員を講師として派遣した。主に浄化槽の正しい使い方の内容を中心とした講習を行った。

- 令和 5 年 9 月 25 日 東部保健所主催（東部保健所）
- 令和 5 年 10 月 6 日 南部保健所主催（南部保健所）
- 令和 5 年 10 月 20 日 西部保健所主催（玖珠土木事務所）
- 令和 6 年 2 月 14 日 豊肥保健所主催（豊後大野総合庁舎）
- 令和 6 年 2 月 19 日 中部保健所由布保健部主催（庄内公民館）
- 令和 6 年 2 月 29 日 西部保健所主催（日田総合庁舎、玖珠土木事務所の 2 会場開催）
- 令和 6 年 3 月 7 日 東部保健所主催（東部保健所）

② 環境学習 出前授業の実施

令和 5 年度当初は新型コロナウイルス感染症の影響が残っていたことから、積極的な広報を控えており、結果として授業の実施はなかった。

③ 浄化槽絵はがきコンテストの開催

県民に浄化槽への関心を持ってもらうことを目的に実施している絵はがきコンテストについては、4 回目の開催となり、今回は 123 点もの応募をいただいた。また作品は、県庁に展示するとともに、7 条検査時に管理者に配布する浄化槽記録表ファイルの表紙に利用する等して、啓発普及の取組みも行った。

(4) 広報活動

- ① 会報「環境おおいた」を年 2 回発行し、賛助会員及び関係機関に有用な情報を提供するとともに、新聞等のマスメディアを活用し、広く県民に対し浄化槽に関する正しい知識の普及に努めた。
- ② 協会ホームページにおいて必要なディスクロージャーを行い業務運営の透明化を図るとともに、浄化槽の普及啓発等の情報を発信し、閲覧者の照会要求に対応するよう努めた。

- ③ 郵便局のデジタルサイネージ（液晶ディスプレイによる広告）を利用し、法定検査の受検を促す内容の動画を映写することで、下記郵便局周辺地域において重点的に啓発を実施した。

日田郵便局 （令和4年10月～令和6年9月）

大分東郵便局 （令和5年2月～令和7年1月） ※（ ）内は実施期間

(5) 7条検査の適期実施に向けた対応

当協会の「7条適期実施のための事務処理要領」に基づき、各種届出書類の管理を行い、法令で定められている7条検査の適期実施に努めた。

(6) 検査システムの利便性の向上

令和5年10月に開始となったインボイス制度にあわせて必要なシステムの改修を行うとともに、請求書発行業務において人為的ミスが起こりにくい仕様に改善を図った。

(7) 情報セキュリティ対策

フィッシングメールやサイバー攻撃の対策情報を職員間で共有する等して、日常的に注意喚起を行い、情報セキュリティの脅威に備えた。

(8) 未収金対策

未収金回収業務の効率化を図るため、同業務の弁護士委託について、既に成果をあげている他県の指定検査機関の情報を収集し、導入に向けた検討を行った。

(9) エコアクション21の継続

8月25日に本部事務所において更新審査が行われ、ガイドラインに適合していることが確認された。特に絵はがきコンテスト等の環境啓発活動の取組みについて評価をいただいた。

(10) 適正な労働力の確保とワークライフバランスへの取組み

令和10年度までの検査件数と検査員採用想定を基に、必要な労働力を確保するため、就職サイトなどを活用するとともに、大学生向けのオープンカンパニーの実施や、転職フェアに参加する等して、積極的な採用活動に努めた。

(11) 職員の資質向上のための教育訓練の実施

職員に業務上必要な知識や能力を習得させるため、また社会的規範を遵守させるため、外部講師を招致し、ハラスメント研修やコミュニケーションスキル向上研修を実施した。

(12) 職員の健康増進について

定期健康診断時のオプション健診費用の補助や、大分県が提供している健康アプリ「おおいた歩得（あるとつく）」の利用を促す等の取組みを行い、健康経営事業所の認定（県が全国健康保険協会大分支部と協力して認定を行っている）も受けることができた。